

令和6年度 山形県町村議会議長会事務局職員採用試験受験案内

令和7年4月採用予定の山形県町村議会議長会事務局職員採用試験を次のとおり実施します。

1. 職種及び採用予定人員

- 職 種 一般事務（短大/専門/大学卒程度）
- 採用予定人員 1名

2. 勤務地・問い合わせ先

山形県町村議会議長会 事務局

〒990-0023 山形県山形市松波四丁目1番15号 山形県自治会館2階

TEL 023 (623) 0734 FAX 023 (624) 9706

○本会ホームページ <http://www2.jan.ne.jp/~ymgt-t.v/>

3. 試験場所及び日時等

受験申込書の書類選考（第1次試験）の後、筆記試験を行います。

（1）試験会場 山形県自治会館 4階 401会議室

〒990-0023 山形県山形市松波四丁目1番15号

（2）日時及び試験内容

区分	試験日・内容	時間
筆記試験 (第2次試験)	令和6年12月22日(日) ◎受付 ①職務基礎力試験(60分) (地方行政への関心と理解、事務を円滑に遂行する能力、統計等の資料の分析、課題の発見、社会情勢への理解と課題等) ②事務適正検査(10分) (事務職員としての適応性) ③性格特性検査(20分) (事務職員としての性格特性) ④作文(50分) (文章による表現力、内容、構成等) ※テーマは事前に通知します	8時30分～9時00分 9時15分～10時15分 10時35分～10時45分 10時55分～11時15分 11時35分～12時25分
面接試験 (第3次試験)	令和7年1月上旬 ※詳細は筆記試験合格者に通知します	

4. 受験手続、受付期間

(1) 受付期間

令和6年10月7日(月)から令和6年12月2日(月)まで

※直接申込書を持参する場合は、土日祝日を除く8時30分から17時15分までに提出してください。

※郵便の場合は、12月2日(月)までの消印のあるものに限り受け付けます。

※申し込みの際に提出された書類等については、受験の有無にかかわらず返却いたしません。

(2) 受験申込書の請求【配布開始日：令和6年10月7日(月)】

①本会ホームページからダウンロード

上記2に記載の本会ホームページから申込書用紙をダウンロードしてください。

②山形県町村議会議長会事務局で配布

上記事務局まで直接、お越してください。

③郵便による請求

「受験申込書請求」と封筒の表に朱書きし、返信用封筒(角型2号封筒、ご自身の宛先明記、140円切手貼付)を同封して、事務局(上記2の勤務地・問い合わせ先)に請求して下さい。

(3) 提出書類

①受験申込書(令和6年度)【写真貼付】

②受験票・通知等返信用封筒(宛先明記、110円切手貼付の長形3号封筒)

※ハローワーク経由の場合は「ハローワーク紹介状」も郵送願います

5. 採用予定日 令和7年4月1日

(希望により中途採用する場合があります)

6. 受験資格 ※ 次の1から2の全てを満たした者

(1) 満35歳以下の者

(長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、若年者を募集・採用する。)

(2) 令和7年3月31日までに短大/専門/大学/大学院を卒業/修了した者 または卒業見込みの者

(※) 次のいずれかの一に該当する人は、受験できません。

① 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者

② 懲戒免職相当の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

7. 試験結果発表

- (1) 書類選考(第1次試験)の後、令和6年12月上旬に郵送により筆記試験について通知します。
- (2) 筆記試験(第2次試験)の合否については、令和6年12月下旬に郵送により通知します。
- (3) 面接試験(第3次試験)の合否については、令和7年1月中旬に郵送により通知します。
- (4) 試験結果の開示は行いません。

8. 採用後の勤務条件等

- (1) 勤務しない日
 - ① 週休日(毎週土、日曜)、 ②国民の祝日に関する法律による休日、
 - ③ 年末年始の休日(12月29日から翌年1月3日まで)
- (2) 勤務時間
 - ① 始業8時30分 終業17時15分、 ②休憩時間60分
- (3) 休暇
 - ① 年次有給休暇 1年間に20日(※4月採用の場合、その年は15日)
 - ② 特別休暇(忌引、結婚、出産、私傷病、夏期休暇など)
 - ③ 育児休業
- (4) 給与、諸手当
 - ① 給与(初任給は、令和6年4月現在、短大新卒者で月額181,300円。大学新卒者で月額199,100円。卒業後の経験年数により加算)
 - ② 諸手当(期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等)
- (5) 社会保険制度
厚生年金保険法・健康保険法適用、雇用保険・労災保険加入
- (6) 身分 団体職員
- (7) 居住地 山形県内

11. 本会の概要

山形県内22町村議会の連合組織として、地方自治の振興発展に寄与することを目的として、円滑な議会運営、議会の機能強化のための調査・研究、住民福祉の向上等のための要請活動を行っている。

全都道府県に町村議長会が組織され、東京に各都道府県町村議長会が加入している全国町村議会議長会がある。

【本会の主な業務】

- ① 町村議会議長、議員等の研修会等の企画運営
- ② 地方自治振興に関する政務活動
- ③ 県内町村議会の議事運営の調査、研究
- ④ 議会制度、地方自治に関する情報の収集、提供
- ⑤ 議員研修誌、議員パッチ等の斡旋
- ⑥ 議員の福利厚生事業の事務処理
- ⑦ 本会の各種庶務

〔試験会場案内図〕

